

# 消防計画の作成について

防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、防火管理に係る消防計画を作成する義務があります。

消防計画とは、火災等の災害の予防、人命の安全確保、被害の軽減を図ることを目的として必要な事項を定めるもので、管理権限者が防火管理者に作成させるものです。

防火管理者は消防計画を作成し、管轄する消防署長へ届け出する義務があります。

※消防計画を作成せず、防火管理業務適正執行命令に従わなかった場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金となる場合があります。(消防法第41条)

## 1 消防計画に定めなければならない事項

防火管理者は防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じて、次の事項について管理権限者の指示を受けて消防計画を作成しなければなりません。(消防法施行規則第3条)

- (1) 自衛消防の組織に関すること。
- (2) 防火対象物についての火災予防上の自主検査に関すること。
- (3) 消防用設備等の点検及び整備に関すること。
- (4) 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他避難施設の維持管理及びその案内に関すること。
- (5) 防火壁、内装その他の防火上の構造の維持管理に関すること。
- (6) 定員の遵守その他収容人員の適正化に関すること。
- (7) 防火管理上必要な教育に関すること。
- (8) 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関すること。
- (9) 火災、地震その他災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (10) 防火管理についての消防機関との連絡に関すること。
- (11) 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会い、その他火気の使用又は取扱いの監督に関すること。
- (12) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し必要な事項。(津波からの円滑な避難の確保、防災訓練の実施及び被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関すること。)
- (13) その他防火対象物における防火管理に関し必要な事項。

※ (12)については、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震対策の推進に関する特別措置法において、地震防災対策推進地域として指定された沿岸地域に所在する防火対象物が該当となります。

## 2 消防計画作成例

- (1) [消防計画作成\(変更\)届出書](#)
- (2) [消防計画作成例](#)
- (3) [消防計画\(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震関係\)](#)

※消防計画作成例は、消防計画を作成するための参考として掲載しています。防火対象物の実態に即した消防計画を作成してください。